

沖 縄 県 災 害 見 舞 金 等 支 給 要 領

1 目 的

この要領は、沖縄県内において天災地変その他災害（以下、「災害」という。）が発生し、被害を受けた県民に対して見舞の意を表し、その物的、精神的痛手を緩和するための一助をなすことを目的とする。

2 適用除外

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給をしたものについては、この要領に定める死者（行方不明者を含む。以下同じ。）に対する弔慰金又は重傷者に対する見舞金は交付しないものとする。

3 見舞の種類

- (1) 弔慰金
- (2) 見舞金

4 見舞の対象

- (1) 弔慰金は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
- (2) 見舞金は、災害により負傷した者（1ヶ月以上の治療期間を要する者に限る。）及び住家に被害を受けた世帯に対して支給する。ただし、住家の被害は、全壊（全焼及び全流失を含む。以下同じ。）、半壊（半焼及び半流失を含む。以下同じ。）とする。

5 遺族の範囲

弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、次のとおりとする。

- ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)
- イ 子、父母、孫又は祖父母で、死亡した者の収入により生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもの
- ウ 兄弟姉妹で、死亡した者の収入により生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもの

6 遺族の順位

弔慰金を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母（同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。）
- (4) 祖父母（同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。）
- (5) 兄弟姉妹

7 被害の認定基準

被害の認定は別表のとおりとする。

8 見舞の程度

(1) 弔慰金

死亡した者1人につき 100,000円

(2) 見舞金

ア 負傷した者1人につき 50,000円

イ 住家の被害については、次の表に定める額

被害の程度 世帯構成	被害の程度	
	全 壊	半 壊
1人世帯	30,000円	20,000円
2人以上世帯	50,000円	30,000円

9 見舞の申請手続

見舞の支給を受けようとする市町村長は、災害発生後、遅滞なく次に掲げる書類を生活福祉部長に提出するものとする。

- (1) 災害報告書（第1号様式）
- (2) 見舞金等支給申請書（第2号様式）

10 支給の方法

り災者に対する弔慰金及び見舞金は、直接死亡した者の遺族又はり災者本人に交付するものとする。

11 決定の通知

生活福祉部長は、弔慰金又は見舞金の交付の決定をしたときは、市町村長に通知するものとする。

附 則

この要領は、昭和61年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成5年9月10日から施行し、平成5年9月1日から適用する。

2 この要領の9の規定にかかわらず、災害救助法の適用のあった災害に係る被災市町村の長からの見舞の申請手続きに限り、第2号様式中の4、「り災世帯の状況」は別紙によるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者をいう。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害程度で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。ただし、焼失の場合は故意でないこと。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち、造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。